

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入

光り堂町 420 京都インペリアルビル 4階



弁護士政次

ごあいさつ

いよいよ7月に入りました。梅雨なのに雨の少ない日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、主婦の方が交通事故に遭われた場合に、どのような算定方法に基づき休業損害を請求できるのかという点について少し考えてみたいと思います。自賠責保険の基準と裁判の基準ではかなりの違いが生じ得るので、保険会社と示談をする際には注意が必要です。

平成25年7月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

主婦が交通事故に遭った時、 休業損害を請求できますか？

(問) 私は専業主婦ですが、先日、交通事故に遭い
頸椎捻挫の怪我を負い、6か月通院しました。
私は収入を得ていたわけではありませんが、休
業損害を請求できるのでしょうか。

(答) 休業損害とは、事故による傷害のため、休業
又は不十分な就労を余儀なくされ、その治癒又
は症状固定の時期までの間に得べかりし利益
を得られなかったことによる損害を意味しま
す。では、家事労働者のように、もともと現金
収入がない者については、休業損害は認められ
ないのでしょうか。

家事労働者とは、性別・年齢を問わず、現に
家族のために家事労働に従事する者をいいま
す。家事労働も、家族外の者に頼めば一定の報
酬を支払わなければならない、家族関係の存在の
ゆえに、金銭による対価支払いが行われていな
いと考えられます。それゆえ、家事従事者は、
報酬相当の利益を家族のために確保している
ということになるので、家事労働による金銭的
利益を得ているのと同視できます。このような

(右上へ)

考え方から、家事労働者は、現金収入はな
くても、受傷のため家事に従事することがで
きなかった期間につき、休業損害を請求でき
るとされています。

具体的な休業損害の算定方法(裁判基準)
としては、女性労働者の平均賃金を用いて1
日あたりの収入額(収入日額)を認定したう
えで、治療期間の限度内で相当な休業日数
を認定して、収入日額×認定休業日数という計
算方法がとられるのが一般です。これに対
し、自賠責保険の基準では、収入日額は57
00円となり、認定日は実際の入院通院日の
みとなります。

なお、家事に従事しつつ、パートタイマー
として収入を得ている者も多いですが、その
場合には、実収入部分と女性平均賃金額とを
比較して、金額が多い方を基礎に収入日額を
算定するのが一般的です。

本件でも、女性平均賃金を基礎に収入
日額を算定して、それに最大6か月を限度
に認定休業日数を乗じた金額を休業損害と
して請求できます。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄に
チェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊟)